

海南市立海南下津高等学校在り方審議会条例

(設置)

第1条 海南市立海南下津高等学校の今後の在り方を検討するため、海南市立海南下津高等学校在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、海南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、海南市立海南下津高等学校の今後の在り方に関する事項について調査審議する。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。